

名古屋市子ども条例(仮称)検討会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 名古屋市子ども条例(仮称)(以下「条例」という。)の制定に向けて必要な助言・提言を得るため、名古屋市子ども条例(仮称)検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 条例の基本的考え方に関すること。
- (2) 条例に盛り込むべき内容等に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから子ども青少年局長が依頼する。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条による依頼をした日から平成20年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会は、必要に応じて関係者から意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 検討会は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、子ども青少年局子ども未来部子ども未来課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。